

キャッシュ・フロー計算書の財務表としての 基礎的特徴

永 田 靖*

はじめに

本稿では、新会計基準導入後のわが国の会計基準と国際会計基準に設定されている財務諸表の定義、ならびに米国会計基準が説明する財務諸表の定義を比較し、キャッシュ・フロー（以下 CF）という会計情報をもたらす CF 計算書の財務表としての特性を検証するとともに、そこに内在する問題点を明らかにすることとしたい。その際の検証のはじめに、財務諸表そのものの必然性を会計思考から検討をおこなうこととする。また、財務諸表の定義の検証については、米国会計基準を詳細にみることで CF 計算書を含めた財務諸表の背景に迫りたい。

1. 会計思考と誘導法

近年においては、財務諸表の作成に関する会計思考は周知のとおり動態論である。シュマーレンバッハにより確立されたとされる思考は、遡ること19世紀末から20世紀初頭にかけて静態論に対する批判から主張された会計思考である。その潮流を現代も受け継いでいることは明らかである。

1-1. 動態論と CF 計算書

ここで導出される考え方は、すべての財務諸表は動態論という会計思考に基づいて作成されるということである。つまり、CF 情報をもたらす CF 計算書は、動態論という会計思考に基づいて作成されていることと考えられる。

動態論という会計思考は、株式会社制度が定着してきた19世紀末から20世紀初頭にかけて、これまでのような倒産を前提とする財産計算は次第に現実適合性を失ってきたことから生まれた考え方である。また、企業規模の拡大にともなって少額出

* 広島経済大学経済学部准教授

資のみの株主である少数株主が多数出現し、彼らが投資意思決定をおこなう場合の資料として、企業の収益力に関する情報開示が必要となってきたのである。このような投資者保護のための損益計算に目的をおく会計思考が台頭することとなった。

この会計思考が動態論である。

この思考に基づいた貸借対照表は動的貸借対照表といわれる。動的貸借対照表は、複式簿記による継続的な帳簿記録から、資産、負債および資本項目を誘導することにより作成されるが、これらの項目は期間的に収益や費用として未だ解消しない未解決項目であるために、その未解決項目を収容する動的貸借対照表は、期間損益計算の補助手段ととらえられている。

また、動的貸借対照表はその借方には資産として、個別的な財産価値を持つ財産だけではなく繰延資産等の計算擬制的資産も計上されており、貸方には負債として、法的確定債務以外に負債性引当金等の計算擬制的負債も計上されていることから、静態論に基づく静的貸借対照表における「財産状態」の表示とは異なり、「財政状態」を示すものととらえられている。

ここでの動的貸借対照表は誘導法により作成される。誘導法とは複式簿記による帳簿記録から資産、負債、資本、収益および費用を誘導して財務諸表を作成する方法である。そうであるならば、動態論に基づいた会計思考が現代も受け継がれているなかでの新たな財務表である CF 計算書に関しても、会計思考は動態論に基づいていることは否めない。

換言すれば、今日の第三の財務表とされている CF 計算書は、動態論の会計思考に基づいて作成される。

1-2. 誘導法による財務諸表

財務表を動態論に基づいて作成する場合において、貸借対照表は、複式簿記による継続的な帳簿記録から、資産、負債および資本項目を誘導することにより作成される。つまり、日々の経済取引を複式簿記により継続的に帳簿に記録し、そこに蓄積された会計記録から導き出して貸借対照表を作成しなければならない。いわゆる誘導法による貸借対照表の作成である。この会計思考から他の財務諸表である損益計算書は、当然のことながら誘導法に基づいて会計記録から作成されることとなる。

ここで説明する誘導法とは、財務諸表を作成する場合において、複式簿記による継続的な帳簿記録に基づいて財務諸表を作成しなければならないという一連のプロセスの中に組み込まれている財務諸表の作成方法に関する手法である。つま

り、日々おこなわれる経済取引を複式簿記により継続的に帳簿へ記録をおこない、会計記録に基づいて財務諸表の作成をおこなうことである。誘導法は、財務諸表を作成する際に各々の財務表と会計記録間との過程をつなげるものであることは明確である。次いで誘導法とは何に起因するものであるのかについて検証をおこなう。

1-3. 正規の簿記の諸原則

繰り返すこととなるが、誘導法とは、財務諸表を作成する際のその財務表と会計記録との間をつなぐ数値を認識する手法である。誘導法という会計数値認識手法が使用される根拠は、企業会計の実務において慣習として発達してきた原則であり、ドイツ商法および株式法における決算書類の作成原則である「正規の簿記の諸原則」にしたがっているといわれている⁽¹⁾。

そこで、誘導法が採用される根拠を明確にすることがここでの主題であるが、ドイツにおける「正規の簿記の諸原則」に関する概念の源泉を史的検証したい。

1874年ザクセン所得税法第22条⁽²⁾において、税法における課税所得の算定を根本的動因として「正規の商人の慣習に合致するような諸原則」が述べられた。これはザクセン所得税法の審理のなかで「商人的簿記の諸原則」として示されているものであった。これはドイツにおいて画期的な意義を有するものであった⁽³⁾。その後、1897年ドイツ商法典第38条に「正規の簿記の諸原則」という一般条項 (Generalklausel) が不確定の法概念として規定され、これによって変化しうる順応力のある解釈が法的に可能となった。それ以降、特に第二次世界大戦後は租税上の特典と結びついて「正規の簿記の諸原則」は展開され、この文言の解釈をめぐって多くの議論が重ねられている。

さらに遡るには諸説があり、「正規の簿記の諸原則」は「商人の慣習と見解」とするマルクス (Marx, August)、ヘルペンシュタイン (Helpenstein, Franz) らに代表されるグループと、「正規の簿記の諸原則」は演繹的に決定されるとするル・クートル (le Coutre)、シュピターラー (Spitaler, Armin) らに代表されるグループに分かれるとされる⁽⁴⁾。「正規の簿記の諸原則」に関する動向は、現在では著しく演繹的思考に傾斜しており、演繹法を主張する代表であるフレーリックスの論述を主として取り上げる⁽⁵⁾。

1-3-1. 概念の範囲

フレーリックスによると、「正規の簿記の諸原則」の概念が日常の簿記に限定さ

れるのか、それとも年度決算書、つまり貸借対照表、損益計算書等にも適用されるべきかどうかについては、文献上、若干の意見の相違があるという。特に、比較的古い文献では、「正規の簿記の諸原則」の概念がもっぱら日常の簿記のことを指しているように理解されている。貸借対照表等の評価に対して「正規の簿記の諸原則」を適用することは、さまざまな理由から同意されていない。理由としてフレーリックスは次の4点を挙げている⁽⁶⁾。

- (1) 棚卸表および貸借対照表に対する簿記の関係は、簿記が棚卸表および貸借対照表に従属しているということである。逆の従属関係は存在しない。
- (2) 第二の論拠は、ドイツ商法典第三十八条が規定しているのは、「正規の簿記の諸原則」にしたがって記帳されねばならないところの諸帳簿であるということである。貸借対照表と棚卸表は帳簿ではないのであるから、「正規の簿記の諸原則」は日常の簿記にのみ適用される。
- (3) 帳簿はそれ自体で評価をおこなうものではなくして、効用 (Wirkung) と価値 (Werturteil) を表現するものである。それゆえに価値評価ということに関しての「正規の簿記の諸原則」は存在しない。
- (4) 他の論者たちは、もし「正規の簿記の諸原則」が評価規定を包含していたのであれば、立法者はドイツ商法典旧草案第四十条第二項を採用していなかったであろうという論拠を挙げている。

フレーリックスの挙げる4点のうち、本稿で取り上げたいのは第二に関してである。彼が述べる貸借対照表等の年度決算書が「正規の簿記の諸原則」の概念にあてはまるのかについて、次項でみていく。

1-3-2. 概念の拡張

「正規の簿記の諸原則」の範囲を日常の簿記に限定しないで、棚卸表、財産目録、貸借対照表および損益計算書にまで拡張して解釈する見解については、フレーリックスは次のように述べている。「文献上、有力な見解は「正規の簿記の諸原則」が棚卸表、財産目録、貸借対照表および損益計算書に適用されると主張するものである。」⁽⁷⁾と彼は述べる。この見解は、評価問題を包含している。「正規の簿記の諸原則」の概念の代わりに「正規の会計報告責任の諸原則」(Grundsätze ordnungsmäßiger Rechenschaft) の概念が用いられれば、専門用語上の困難は避けられる。この概念は、文献上において主張されているように、「正規の簿記の諸原則」の内容を明らかに含んでいる。このような目的に合致した概念が形成されているにもかかわらず、文献上および判例上において用いられている概念である「正規の簿記の諸原則」

が現在の研究にもそのまま用いられている。

ライヒ最高裁判所（Reichsgericht）は、以前から多数の判決のなかで、貸借対照表と財産目録は簿記の不可欠な部分であると述べている。それは、日常の簿記の前提は、開始貸借対照表であるとしている。財産価値とその増減は簿記においてとらえられ、継続して勘定に記入され、そして、期間の決算である貸借対照表において終了すると考えられているのである。簿記はバラバラな個別の取引を詳しく分類して客観的に記録するものである。そして、これらの取引は、一定の決算日に有高貸借対照表（Bestämdebilanz）において総括されるものであり、かつ、企業の貨幣的、物財的資本有高の集中表現であるとみなしている。

さらに、フレイリクスは簿記の必要性について、次のような見解を示している。「理論的には、簿記を用いずに決算貸借対照表（SchluBbilanz）を作成することは可能である。しかし実務が示しているように、たとえば信用取引量が多い場合には、債権は棚卸表を用いることによって算定することができない。そのために簿記の記録が必要である⁽⁸⁾」。

一方、法律上の規定の解釈では、「正規の簿記の諸原則」を「正規の貸借対照表の諸原則」として理解していることを明瞭に示している。商法典第260条b項は「正規の簿記と貸借対照表作成の諸原則」という文言を含んでいた。しかし、1937年および1965年の株式法では、この表現を受け継がずに「正規の簿記の諸原則」だけを取り上げている。「正規の簿記の諸原則」に「正規の貸借対照表作成の諸原則」を含めるという考えは、株式法第155条第一項三文に明瞭に示されている。したがって、「正規の簿記の諸原則」が評価にまで及んでいることは明らかなのである。

さらに、フレイリクスは、商法典第38条は諸帳簿を目的としたものであり、かつ、貸借対照表および財産目録は帳簿ではないという見解は正しくないとしている。シュマーレンバッハは、法は「商業帳簿」という概念を狭い意味と広い意味とで用いていると述べている。商業帳簿という概念は、財産目録および貸借対照表を包含しているとフレイリクスは考えている。これについての論拠は、商法典第一編第四章の「商業帳簿」という表題のことを挙げている。

フレイリクスは「正規の簿記の諸原則」は評価を含んでいるとしている。それは、株式法第149条第一項には年度決算書が「正規の簿記の諸原則」に適合すべきであることを要求していることにあるとしている。これは、年度決算書の主要な問題は評価であることは間違いない。それゆえに、「正規の簿記の諸原則」は年度決算書における評価についても包含していると考えるのが妥当と思われる。

既述してきたように、「正規の簿記の諸原則」は年度決算書の作成について影響を与えており、さらに評価にまでその影響が及ぶと考えるのが一般的である。諸説あるなかで、簿記記録によってもたらされる帳簿に基づいて年度決算書を作成する必要性がここに明文化している。

次節以降では、財務諸表の目的とその特質について、世界基準である IASC, CF 計算書の先駆国であるアメリカ、およびわが国に関して考察をおこなう。

2. IASC における財務諸表

2-1. 概念フレームワーク

国際会計基準委員会（以下、IASC と記す）は、1989年7月に「財務諸表の作成表示に関する枠組み」（以下、フレームワークと記す）を公表した。これが IASC の概念フレームワークと呼ばれるものである。「フレームワーク」は、公表される財務諸表の作成表示の基礎を構成する諸概念について述べられたものである。そこでは、次のものが取り上げられている。

- ① 財務諸表の目的
- ② 財務諸表における情報の有用性を決定する質的特徴
- ③ 財務諸表を構成する要素の定義、認識および測定
- ④ 資本および資本維持の概念

「フレームワーク」自体は国際会計基準（以下、IAS と記す）ではなく、各々の IAS を作成する際に理事会に指針を与えるものとして位置付けられている。この「フレームワーク」が扱うものは、貸借対照表、損益計算書、CF 計算書および注記という財務諸表のみである。

以下では財務諸表の目的、質的特徴についてのみ具体的にみていきたい。

2-1-1. 財務諸表の目的

財務諸表は、利害関係者が経済的意思決定をおこなうための情報を提供するという一般的目的を持つとされ、財政状態、経営成績および財政状態の変動は、それぞれ貸借対照表、損益計算書および CF 計算書によって提供されるとしている。

「フレームワーク」では、この他に「基礎となる前提」の項を設け、財務諸表がその目的を達成するためには、発生主義と継続企業ということが前提として必要であるとしている。つまり、発生主義に基づいた財務諸表は、現金収支をとまなう過去の取引だけでなく、将来における現金支払にかかわる債務と、将来の現金受領がもたらされる源資についての情報を利害関係者に提供するため、当該財務諸表を

利用するものの経済的意思決定に有用であるとしている。また、予見可能である将来にわたる企業活動が継続するという継続企業概念は、財務諸表作成の基本前提である。

2-1-2. 財務諸表の質的特徴

財務諸表が利害関係者に提供する情報の有用性として四つの属性を質的特徴としている。これらは、理解可能性、目的適合性、信頼性および比較可能性である。

理解可能性は、財務諸表が提供する情報は経済や会計に合理的知識のある利害関係者が理解できるものでなければならない。目的適合性とは、財務諸表の提供する情報は、利害関係者の経済的意思決定に役立つものでなければならない。また、目的適合性は当該情報の性質と重要性によって決定されるとしているため、目的適合性のなかに「重要性」という概念が含まれる。信頼性は、情報が有用であるためには信頼できるものでなければならない。また、比較可能性は、利害関係者が財政状態および経営成績の趨勢を分析するときには、企業間および同一企業内の各期間の財務数値が比較できなければならない。そのため、類似する取引の測定と表示には一貫性がなければならない。

2-2. IAS-1

IASC は国際会計基準第1号⁽⁹⁾（以下、IAS-1 と記す）において、財務諸表の目的・体系（各財務諸表の様式、記載内容）について具体的に述べており、作成上の留意点についても示している。

2-2-1. 財務諸表の目的・体系

財務諸表は既述したように、企業の財政状態と企業活動の成果である経営成績を表現する様式である。この目的は、財務諸表をさまざまな利害関係者である利用者が経済的な判断を的確におこなう際に、企業の財政状態、経営成績、CF の状況についての有用な情報を提供することにある。

IAS-1 では、財務諸表の構成を次のとおりに規定している。

- ① 貸借対照表（固定性配列方式または流動性配列方式）
- ② 損益計算書
- ③ 株主持分変動表、あるいは株主との資本取引と株主への分配を除く株主持分変動表
- ④ CF 計算書

⑤ 会計方針と注記

2-2-2. IAS への準拠

財務諸表は、IAS の適切な適用と必要な追加的な開示によって適正な開示がなされるものである。また、IAS に準拠して財務諸表が作成されるためには、以下の項目を検討して会計方針が適用されなければならないとしている。

- ① 財務諸表を利用するもの意思決定に有用な情報を提供すること
- ② 以下の点で信頼できること
 - a) 企業の財政状態と経営成績を適正に表示していること
 - b) 単なる法的な様式ではなく取引と事象の経済的な実態を反映していること
 - c) 偏見がなく中立であること
 - d) 慎重であること
 - e) 全ての重要な点で完全であること

2-2-3. IAS-1 のその他

IAS-1 におけるその他の重要なポイントにおいて、財務諸表は継続企業を前提とし、発生主義会計を基礎に作成され、かつ、財務諸表に開示された項目の表示や分類は每期継続されなければならないとしている。

また、重要な項目については、各々が個別に独立して表示されなければならない。重要でない金額は、その性質や機能の類似性により合算して表示されることとなっている。

その他では、IAS によって要求あるいは認められている場合以外では、資産と負債は相殺してはならないとしている。また、収益項目と費用項目は以下の場合に限り相殺して表示することとなっている。

- ① IAS が要求または許容している場合
- ② 同一または類似の取引や事象から発生した利益、損失と関連する費用が重要でない場合

2-3. IAS による CF 計算書の定義

国際会計基準第7号⁽¹⁰⁾ (以下、IAS-7 と記す) では、CF 計算書を貸借対照表と損益計算書と同様に基本財務諸表の1つとして位置付けている。また、IAS-7 における CF は、現金および現金同等物の流入と流出として定義している。

CF 計算書では、CF を営業活動・投資活動・財務活動に区分し、報告するものと

しており、営業活動からの CF について純損益から非資金取引を調整して作成する「間接法」よりも、営業活動の入出金を総額で表示する「直接法」が推奨されている。

2-3-1. CF 計算書の目的・意義

IAS-7 においては、CF に関する情報は財務諸表を利用する利害関係者に対し、企業が現金および現金同等物を獲得する能力や、これら CF を企業が利用する必要性を評価する基礎を提供することにあるとされている。これは、財務諸表の利用者に関する意思決定は、企業の現金および現金同等物を獲得する能力、時期、確実性等について評価することが要求されているからである。

また、金融機関等の多くの企業にとって、CF 計算書の作成の意義が疑問視されているにもかかわらず、すべての企業に対して基本財務諸表の一つとして CF 計算書の作成を要求している。これは、企業の収益獲得活動が異なっても、営業の遂行、債務の返済、投資家への利益分配等という同様な目的のために現金および現金同等物を必要としていることに関しては同じだからである。

2-3-2. CF 計算書の有用性

CF 情報には次のような有用性があると考えられている。

- ① 他の財務諸表とともに利用することで、企業の純資産の変動、流動性および支払能力を含む財務構造、経営環境や状況の変化に対して企業が獲得する CF の金額や時期に影響を与える能力を評価すること
- ② 企業の将来の CF 獲得能力を評価し、異なる企業の将来の CF の現在価値を評価・比較すること
- ③ 同一の取引および事象に対する異なった会計処理の影響を除去するため、経営成績の比較可能性を高めること
- ④ 過去の CF 情報は、将来の CF の金額、時期、確実性の指標として利用されること
- ⑤ 収益性と正味 CF の関係、すなわち会計上の純利益と現金および現金同等物の変動の際についての理由を把握すること。

3. FASB における財務諸表

3-1. 基礎概念の意義

1978年11月に FASB は、「財務会計基礎概念ステートメント第1号」として「企業財務報告の諸目的」⁽¹⁾を出した（以下、SFAC 第1号と記す）。SFAC 第1号の内容を検証する前に、そもそも SFAC の目的を FASB は次のようにいっている。そ

の目的は「経済活動のなかで財務会計と財務報告の役割の枠内で、公共の利益に役立つことを意図し期待しているが、それは公正な財務情報やその他の市場の効率的機能を容易にし、経済のなかでの希少資源の効率的配分を促進することの助けになることである。」⁽¹²⁾としている。

SFAC 第1号は、「私企業による一般目的の外部財務報告の諸目的を確立する」ことを意図している。⁽¹³⁾しかもここでは、財務諸表にはどのようなものがあるか、それはどのような形式で作成されるべきか、「測定されるべき属性」や「使用される測定単位」といった問題についての結論を含んでいない。⁽¹⁴⁾そして、「ある種の情報目的で目的適合的であるとされることは、情報伝達のために関連性のあることであって、ステートメントは特定の財務諸表に含めることを意味していると解してはならない。」⁽¹⁵⁾としている。これは、FASB はどのようなものを財務諸表とするかということについての明確な結論に達していないため、目的適合的な情報であったとしても、そのことが直ちにそのような情報を財務諸表に含めるべきであるということの意味しているのではない。基礎的諸概念であり、特定問題についての解決策を述べているものではないことに注意をしなければならない。

3-2. 財務諸表と財務報告

ここでは、財務諸表と財務報告という言葉について FASB による定義づけをまとめる。それにより、以下の検証の過程で、財務諸表と財務報告を区分する必要性が生じた場合に参考になるためである。

FASB は「財務諸表は財務報告の中心的部分をなすものである」とし、「財務諸表は企業外部の人々に会計情報を伝達するための基本的な手段である。」⁽¹⁶⁾としている。そのような「財務諸表は会計記録以外の源泉からの情報を含むこともありうるが、会計システムは一般的に財務諸表のエレメント（資産、負債、収益、費用など）に基づいて構成され、しかも財務諸表のための大部分の情報を用意するものである。」⁽¹⁷⁾とする。そして、現在もっとも作成されている財務諸表は、以下のようなものがあるとしている。⁽¹⁸⁾

- (1) 貸借対照表または財政状態表 (balance sheet or statement of financial position)
- (2) 損益計算書 (income or earnings statement)
- (3) 留保利益計算書 (statement of retained earnings)
- (4) 株主持分変動表 (statement of other changes in owners' or stockholders' equity)

(5) 財政状態変動表（資金運用表）（(statement of changes in financial position (statements of sources and applications of funds)）

これらは実務で用いられているものの一例を示しただけである。これでどのような財務諸表が作られるべきか、財務諸表の種類について、その形式はどのようにすべきであるかというようなことについての結論を示しているわけではないことに注意しなければならない。したがって、FASB のいうところの財務諸表とは、会計システムによって作成される会計報告書のことである。

次いで財務報告は、「財務報告は財務諸表だけではなく、会計システムによって提供される情報、つまり企業の諸資源、諸負債、利益などについての情報に、直接あるいは間接に関係のある情報を伝えるその他の諸手段も含んでいる。」したがって、財務報告というのは、正規の財務諸表以外の手段によって、経営者が企業外部の人々に情報を伝達することで、それは法的に規定されたり、慣習的なものであったり、あるいは任意のディスクロージャーであったりする。具体的には年次報告書、目論見書、新聞発表、経営者の記者会見などがありうる。

財務報告によって伝達される情報にはいろいろな形態のものがあり、いろいろな問題に関連づけられる。したがって、財務情報ばかりではなく非財務情報もありうるし、経営計画についての予測を述べたものなども含まれることになる。財務諸表以外の財務情報を伝えたり、非財務情報を伝達することに財務報告の一つの重要な役割があるといえるのである。

3-3. 利用者ニーズの背景

「財務報告はそれ自体が目的ではなく、企業の意思決定や経済的決定をするのに有用な情報を提供することを意図したものである⁽¹⁹⁾」。つまり FASB のスタンスは、財務報告というのは、企業経営や経済活動での希少資源の代替の利用についての合理的選択をするためのものである。それならば、財務報告の目的は利用者のニーズによって規定されてくることとなる。財務報告は利用者のニーズに役立つことに目的があるのであるから、利用者のニーズがどこにあるのかを知ることが財務報告の目的規定での決定的な要因となる。

FASB は、利用者ニーズはそれぞれの利用者が経済的諸活動を営んでいる国での「経済的・法的・政治的・社会的環境によって影響される⁽²⁰⁾」としている。したがって、利用者ニーズを知るためには、それぞれの国の社会経済的諸特徴を明らかにすることが必要である。一方で、財務報告はそれが提供できる「情報の性格と限界⁽²¹⁾」によっても、目的が規定されてくる。したがって、財務報告の目的は、財務報告に

よっても提供できる情報の性格と限界，言い換えるならば，会計の計算技術的特徴によっても財務報告の目的は規制されてくることとなる。

今日のように高度に発展した資本主義経済体制の国家では，社会的分業がなされ，各人は必要な財貨や用役を貨幣によって購入する貨幣経済のシステムが形成されている。一国のある年度の生産物は，消費か投資に充当されるのであるが，この場合において，ある年度の国民所得のうち貯蓄された部分が投資となる。したがって，貯蓄と投資は事後的に合致するが，投資の担い手は主として「企業」である。その企業は経営者によって支配され，株主，債権者，従業員，顧客，仕入先，政府などの利害関係者集団の利害対立の見られる組織である。そして，「市場」の存在が，そのような企業活動の効率的遂行を助ける場としての役割を演じ，市場の力のバランスに大きな影響を及ぼすものとして「政府」の存在が重要であるというのがFASBの主張なのである。

こうした社会経済的状況下での財務報告の機能は，「企業についてとか，企業への投資ないしは貸付についての経済的決定をする人々にとって有用な情報を提供する⁽²²⁾」ことである。企業についての経済的決定をする人々に，それぞれの代替的活動過程の期待利益とリスクの評価をするのに，助けになるような情報の提供が財務報告の重要な任務なのである。

3-4. 財務諸表情報の特徴と限界

財務報告の目的は，財務報告がなされる社会経済的状況によって規定されるだけでなく，財務報告とくに財務諸表が提供しうる情報の特徴と限界によっても影響を受ける。ここでは，財務諸表情報の特徴と限界についてFASBの考えをみていく。

FASBでは「財務報告によって提供される情報は，第一に，その性格が財務的なものである。——それは，一般に，貨幣単位で計量され表示される。正式に財務諸表に組み込まれる情報は，貨幣単位で計算されていなければならない。その他の情報も，注記を含めた財務諸表とかその他の方法で開示することもできるが，財務諸表には，経済的な出来事とか事象を描写した数値の加減乗除値が含まれ，共通の分母が必要である。その数値というのは，通常は，交換価格ないしは交換価格から算出された金額である。」⁽²³⁾としている。従業員数，製品別のマーケット・シェア，生産数量，売上量などの非財務的な数値情報や，営業活動の状況，経営政策の説明のような非数値情報も財務報告に含まれることもある。しかし，財務諸表に計上されるためには，貨幣単位で測定されるものに限られる。

確かに，「財務報告によって提供される情報は，個々の企業に関するもの」⁽²⁴⁾であ

り、産業レベル、国民経済レベルの情報ではない。企業は希少資源の生産者であり分配者であるため、財務報告には生産活動や販売活動への経済資源の配分問題が含まれることになり、富の創出、利用、所有といった富と関係のあるリスク分担の問題に焦点をあてることとなる。しかし、それは個別企業レベルを逸脱しない問題としてなのである。

「財務報告によって提供される情報は、正確な測定値であるよりは、むしろ概算値から生じる。通常、測定値には数値的な見積り、分類、集計、判断、配分が含まれている。動的経済社会での経済活動の成果は不確実なものであり、多くの諸要因の複合結果として生じるものである。」⁽²⁵⁾そこで、一般に財務報告は正確な感じとして受け取るが、財務諸表での測定値は若干の例外を除いて、「正確な金額というよりは、むしろルールや慣習に基づいて計算された概算である。」⁽²⁶⁾と示している。

「財務報告によって提供される情報は、主として既に起こった取引や事象の財務的効果を反映している。経営者はその計算や予測についての情報を伝達することができる。しかし、財務諸表やその他の大部分の財務報告は歴史的なものである。」このことは、財務諸表には見積りが必要でないということでは決してない。しかし、財務諸表情報の大部分のものは歴史的なものである。過去の情報は将来が過去の傾向によって予測する場合において有効である。したがって、情報の利用者たちは、将来についての自己の期待を形成するためには、過去情報ばかりではなく、期待の形成に影響を及ぼす諸要因を判定しなければならないこととなる。その意味では、過去情報にはひとつの限界があることになるが、財務諸表情報の大部分は歴史的なものなのである。

「財務報告は、企業についての経済的意思決定をする人々によって必要とされる情報のひとつの源泉にしか過ぎない。」⁽²⁷⁾これは、企業は複雑なやり方で相互に作用しあう多数の要因によって影響を受けるものであるということである。したがって、そのような不確実性のもとにある企業の問題についての経済的意思決定をしようとする人々は、財務報告によって提供される情報を利用するだけでは不十分である。

一般経済状態または経済的期待、政治的出来事や政治風土、あるいは産業の概況といったその他の諸情報と結びつけて、意思決定することが必要なのである。

「財務報告によって提供される情報には、作成と利用のためのコストが必要であり、一般に、提供される情報のベネフィットは少なくとも、それに要したコストに等しいと期待されるべきである。そのようなコストには情報作成のために直接要した諸資源ばかりではなく、情報を開示することから企業または株主がこうむるマイナスの効果も含めなければならない。」⁽²⁸⁾また、「情報の理解と利用のために必要なす

べての時間ということも、一つのコストである。時には、コストとベネフィットとの間の乖離が明白なこともある。しかし、財務情報からのベネフィットは通常は、客観的に測定することが困難であるか、不可能であり、そのことはコストについてもしばしば生じる。違った人々の間で情報のベネフィットがそのコストを正当化するものであるかどうかについては、厳しい意見の違いがあるだろう。⁽²⁹⁾」それは、そのような困難があったとしても、情報のコストとベネフィットは考慮されるべきであるというのが FASB の主張である。

要するに、財務報告によって提供される情報は、第一に、財務的なものであり、特に財務諸表での情報は貨幣単位で計量されていなければならない。会計情報は国民経済レベルや産業レベルの情報ではなく、個別企業レベルの情報であり、それは概算値である。さらに、主として既に起こった取引や事象についての過去情報であり、いろいろな情報源のうちの一つの情報にしか過ぎないのである。しかも、情報の作成と利用にはコストがかかるので、コスト・ベネフィットについての考慮が必要である。

3-5. 情報利用者

多くの人々は、企業と多様な関係を持っており、企業についての知識に基づいて経済的意思決定をするため、財務報告によって提供される情報に潜在的な関心を持っている。財務報告の潜在的な利用者としては、「所有者、債権者、供給者、潜在的な投資家と債権者、従業員、経営者、取締役、顧客、財務アナリストとアドバイザー、ブローカー、アンダーライター、証券取引所、弁護士、エコノミスト、税務署、規制機関、立法機関、財務報道機関、労働組合、業界団体、企業調査人、教員と学生ならびに一般大衆」⁽³⁰⁾などが挙げられる。これらの人々は、特定の企業に対して直接および間接的に利害関係を持つものに分けられる。このように企業を取り巻く多くの利害関係者集団と企業の関係は、直接的であるにしろ間接的であるにしろ、その濃淡には差があるのが現実である。

特定企業ともっとも直接的な関係のある財務情報の利用者たちは、「一般に、企業の好ましい CF を生み出す能力に関心がある。このことは、それらの人々の意思決定は、期待 CF の金額、タイミング、不確実さに関係がある」⁽³¹⁾からである。投資家、債権者、供給者や従業員にとって企業は、配当、利子、上昇した株価、借入金の返済、財貨や用役の代価の支払とか賃金や給料の支払といった形でキャッシュが流入してくる源泉である。それらの人々は、企業にキャッシュ・財貨・用役を投下し、その代わりにそれに見合うだけの十分なキャッシュを得ることを期待している。

そこで、これらの人々は、好ましい CF を生み出す企業の能力に直接的な関心があり、また、その能力の証券市場での評価でもある株価にも大きな関心を持っている。

顧客にとって、企業は財貨や用役の提供者であるが、「企業はそれが費消した資源に見合う十分なキャッシュを得ることができ、しかもその他の義務を果たすこと⁽³²⁾によってのみ、それらの財貨や用益を提供することができる。」ということになる。さらに、経営者にとっては、企業の CF は、株主に対するアカウンタビリティを含んだ経営責任の重要な部分であり、経営者の決定の多くは企業の CF に大きな影響を及ぼすこととなる。その結果として、「投資家、債権者、従業員、顧客と経営者は好ましい CF を生み出す企業の能力に大きな共通の利害関係を持っている。」⁽³³⁾ ことになる。その他の利用者たちも同様な利害関係を持つのであるが、その関係はさらに間接的なものになるといわざるを得ない。

利用者たちのなかには、特別な情報ニーズを持つこともあり、必要な情報を得る権力を持っていることもある。なお、経営者と取締役を除いた既述の潜在的利用者たちは通常、「外部利用者」といわれることになる。⁽³⁴⁾ そのような利用者の立場の区分に基づいて、会計は内部報告会計と外部報告会計に分けられる。ここで取り上げている FASB のステートメントの目的のためにはそのような会計の区分の仕方が「より適合していそうである」⁽³⁵⁾ の説明している。これは、いろいろな管理階層での意思決定、プランニング、コントロールの助けになることを意図した「管理会計」と、企業の資産、負債、収益、費用、利益などのための会計と関係あるものである「財務会計」とに分ける方法もあるが、経営者においては、管理会計と財務会計の両方によって用意された情報を利用する。そこでは、経営者と取締役のみが利用可能であり、企業外部の人々には示されない内部報告会計の情報と、一般の人々に公表される外部報告会計の情報に分ける方法が、FASB にとって合目的であるとしている。これは、「管理会計は企業にとっては内部的なものであり、経営の情報ニーズに適合するために特別に作られるものであり、本ステートメントの範囲を超えるものである」⁽³⁶⁾ という説明からも明確になる。このように、FASB の問題にする財務報告の目的というものは「企業による一般目的の外部財務報告の目的」⁽³⁷⁾ である。

一般目的の外部財務報告の目的は、「第一に、外部利用者たちの情報ニーズから出てくるのであるが、外部利用者は自分達が欲する財務情報を企業に命令する権限がなく、したがって、経営者が外部利用者たちに伝達する情報を利用しなければならない。」⁽³⁸⁾ と説明している。つまり、情報の利用者たちは自分たちの欲する情報を企業に要求する権限がなく、経営者が伝達する情報を受けるだけの受身の立場になる。それならば、「情報伝達」の問題を考える場合において、重要な問題点となる

だろう。情報の送り手と受け手の立場に力の相違があり、一方通行的な情報伝達になる危険性がある。特殊なコミュニケーション状態のなかでの情報伝達であることに、財務会計情報の特徴の一つはあるが、この点の明白な指摘や分析が FASB にはないことは問題である。

3-6. 財務報告の目的

本節で検証している SFAC 第1号に関しては、既述してきたようなことに説明を加えた後、FASB は財務報告の目的を定義づけている。FASB は財務報告の目的を規定する場合に「一般的なものより、特殊なものへと進んでいく⁽³⁹⁾」と説明している。

つまり、財務報告の目的の規定に際して、「一般より特殊へ」の方向で目的の定義づけをしているということである。この場合において、財務報告の一般的な目的というのは「投資とか信用供与の決定に有用な情報⁽⁴⁰⁾」ということになり、そのような広範な目的の定義づけをおこない、次第にフォーカスしている。2番目に出てくる目的は、「企業への投資や貸付から受け取るキャッシュの予測についての投資家や債権者たちの第一義的関心事と企業の予測とそれらの人々の予測との関連性に焦点をあてた⁽⁴¹⁾」ものとなっている。そして最後に、「企業の経済的諸資源、それらの諸資源に対する請求権、ならびに企業業績の測定も含めた諸資源や請求権での諸変化についての情報に焦点をあてるが、これは企業の CF の予測の判定で有用である⁽⁴²⁾。」という。したがって、FASB は財務報告の目的を「投資と信用供与の決定に有用な情報」、「CF 予測の判定に有用な情報」、「企業の諸資源、諸資源に対する請求権、それらの諸変化についての情報」の三つであるとしている。これらの三つの財務報告の目的は、一般的なものから特殊なものへの方向で並べられており、財務報告の目的を投資や信用供与の決定に有用な情報と定義づけても、そのことは財務報告の目的が投資家や債権者だけのものであり、その他の利用者たちの利用を排除しているということの意味するものではないことに注意しなければならない。

そして、目的というのは「投資家、債権者あるいは情報を利用するその他の人々の目標とか、経済や全体としての社会の目標であるよりは、財務報告の目的である。経済のなかでの財務報告の役割は、経営の意思決定とか経済的決定での有用な情報を提供することにあり、そのような決定がどうあるべきかを定めることではない⁽⁴³⁾」としている。つまり、「財務報告の役割は、公正で、中立的で、偏りが無い情報を提供する⁽⁴⁴⁾」ことにある。そのような情報を投資家や債権者がどのように利用するかとか、利用の結果としてどのような事態が生じたかについては、財務報告の目的の関知することではない。財務報告は公正で中立的で偏りのない情報を提供すること

だけが任務であって、そのような情報を受け取って意思決定をするのは人間であり、財務報告の目的とは直接かかわりがいいことであるということである。

FASB は、財務報告の第一の目的を次のように規定している。「財務報告は、現在ならびに潜在的な投資家や債権者やその他の利用者たちが、合理的な投資、信用供与やその他の同様な決定をするのに有用な情報を提供すべきである⁽⁴⁵⁾。」そして、情報は合理的な理解力があり研究をしたいと思う人々にとって「理解可能なもの」でなければならないとし、「財務情報は用具 (tool) である⁽⁴⁶⁾」として、それを使えない人や使う気のない人、誤った使い方をする人々にとっては助けになりえないとしている。それは、情報利用者たちの企業環境や経済状態、事業活動、証券市場などの問題についての理解度に幅があるため、このことを考慮して財務情報の理解可能性を増大させるための努力が必要となる。その逆に、目的適合的な情報はそれがある人々にとっては理解することが困難であるという理由だけで除外してはならないことになる。

財務報告の第二の目的について、FASB は「財務報告は、現在ならびに潜在的な投資家や債権者やその他の人々に、配当もしくは利子からの期待キャッシュ受入額や、証券またはローンの売却・償還・満期からの受取額の金額、タイミングならびに不確実さを判定することを助ける情報を提供すべきである⁽⁴⁷⁾」と説明する。

ここでの「期待キャッシュ受入額」というのは、現金支払の必要なときに支払を行ったり、営業活動への資金の再投資を行ったり、現金配当を支払う際に足るだけの十分なキャッシュを生み出す企業の能力のことである。こうした能力は、投資家や債権者の企業に対する評価によっても影響され、また、企業の証券の市場価格にも反映する。そこで、財務報告は「投資家や債権者やその他の人々が当該企業から受け取る見積み純キャッシュ額の金額、タイミングならびに不確実さの判定を助ける情報⁽⁴⁸⁾」を用意しなければならない。

投資や信用供与をおこなうのは、第一義的にはキャッシュ資源を増殖させるためである。したがって、そのような諸活動の成否は、コスト以上のキャッシュ収入を得た程度によることとなる。この諸活動の根底には「現在のキャッシュと将来のキャッシュとの間での選択⁽⁴⁹⁾」も含まれることになる。期待キャッシュ受入額についての合理的な予測をおこない、受入額の金額やタイミングを見積もるとともに、こうした予測が違ってくる危険性も判断しなければならない。このような判断のために必要な情報の提供が、財務報告の目的である。

ここで FASB がいうところの「CF」とは、現実の現金収支のことではなくて、投下資本の回収と利益の付加をともなったキャッシュでの回収額のことである⁽⁵⁰⁾。し

たがって、正確には本稿で検証している CF 計算書における「CF」概念より広範であるということ述べておきたい。

財務報告の第三の目的は、財務報告は「企業の経済的諸資源、それらの諸資源に対する請求権ならびに諸資源や諸資源に対する請求権を変化させる取引、事象ならびに状況の影響についての情報を提供⁽⁵¹⁾」すべきであるとしている。

伝統的な会計の用語を使用すれば、このパラグラフは貸借対照表と損益計算書の作成を強いている。つまり、FASB は「財務報告は、企業の経済的諸資源、諸債務ならびに所有者持分についての情報を提供⁽⁵²⁾」すべきであるとする。このような情報は、企業の財務的強さと弱さを認識し、企業の流動性や支払能力の判定に役立つものである。また、ある期間の企業業績についての情報を評価するためのベースともなる。そして、諸資源の大部分は、企業にとってのキャッシュ流入の直接的な源泉であり、多くの債務は企業のキャッシュ支払の直接原因となるものであるため、「これらの諸資源と諸債務から、将来のネットのキャッシュ・インフローまたはキャッシュ・アウトフローのかなり信頼しうる測定が可能⁽⁵³⁾」になる。しかし、多くの CF は個々の諸資源については直接的に認識できるものではない。その理由は、「CFは企業活動でのいろいろな諸資源の結びつきによる総合的成果である⁽⁵⁴⁾」からである。そこで、CF 潜在力の間接的な尺度は、特定の諸資源に関しても、企業全体に関しても、ともに必要なものと思われる。しかし、そのような情報は「企業の価値」を見積もりたいと考えている人々にとっては参考となるが、「財務会計の一つは企業の価値の直接的な測定を意図していない⁽⁵⁵⁾」ものなのである。

3-7. 企業業績と利益

FASB は、「財務報告は、ある期間の企業の財務業績についての情報を提供すべき⁽⁵⁶⁾」であるとしている。投資家や債権者たちは、企業の将来展望についての判定を助けるために、過去の情報を使う。そこでは、投資や貸付の決定について、元来将来の企業業績についての投資家や債権者の見込みに基づいてなされるが、こうした見込みをするためには、多少なりとも一部分は、過去の企業情報を利用することとなる。

「財務報告の第一の注目点は、利益とその構成要素という尺度によって提供される企業業績についての情報である。」⁽⁵⁷⁾というのは、企業のネットのキャッシュ・インフロー・飲み込み額を判定することに関心のある投資家や債権者たちは、こうした利益情報に関心を持っているからである。したがって、それらの人々は「企業の CF についての直接的な情報よりは、どちらかという、企業の利益についての情報に、第一に関心を持つ⁽⁵⁸⁾」ことになる。このことは、「1年という短い期間のキャ

ッシュの受け入れと支払だけを示した財務諸表は、企業の業績が成功であったのか否かの適切な指標にはなりえない⁽⁵⁹⁾」ということを意味している。

現代の会計は発生主義によって利益を測定するのは周知のとおりであるが、このような情報は「一般に、一時的なキャッシュの受け入れと支払についての情報よりは、企業業績についてのより良い指標となる⁽⁶⁰⁾」と解されている。それは、「発生主義会計は、単に企業によってキャッシュが受け入れられたり支払われた期間ではなくて、むしろ取引、事象、状況が発生した期間において、企業にとってキャッシュ成果をもたらすような取引やその他の事象や状況が企業に及ぼす財務的影響を記録しようとする⁽⁶¹⁾」ものであるからである。したがって、発生主義会計は「諸資源とか諸活動のために支出されたキャッシュが企業により多くのキャッシュとして回収されてくるプロセスに関心があり、そのようなプロセスのはじめと終わりだけに関心を持つものではない。それは、企業業績に影響するその他の事象と同様に、ある期間中の一企業の購買・生産・販売・その他の諸活動が、その期間のキャッシュの受け入れや支払とよく一致しない⁽⁶²⁾ということを認識している」からである。

このように、FASB は発生主義会計の特徴をとらえている。そして、「期間利益測定というのは、営業活動やその他の取引や事象や企業に影響する状況からのベネフィットとコストを、期間に関連づける⁽⁶³⁾」ことを意味しているとする。つまり、「費用収益の対応」が、期間損益計算の意味であり、それは必ずしもキャッシュの収支と期間的に合致するものではないことを説明している。つまり、「ベネフィットと犠牲の発生主義的認識や、繰延べの目標は単に企業の現金収支を計上する代わりに、ある期間中の一企業の業績を報告利益が測定するために、成果と努力を関連づける⁽⁶⁴⁾ことである」と説明する。

投資家や債権者たちは、報告利益とか利益の構成要素についての情報をさまざまな方法で多様な目的のために使う。たとえば、経營業績評価のためや、収益力を見積もるためや、将来利益を予測するためや、リスクを査定するためなどの目的で利益情報が利用される。したがって、利益情報は、可能であればそのような目的のために有用であるべきである。しかし、「発生主義会計は、むしろ利益の尺度を提供する⁽⁶⁵⁾」だけであり、経營業績の評価、収益力の見積り、利益の予測、リスクの判定などのために役立つことを直接的に意図しているわけではない。つまり、投資家や債権者たちのような利益情報の利用者たちは、それぞれ自分自身の責任で、利益情報を評価し、見積り、判断し、確定をおこなう。したがって、利益情報を公表するのは財務報告の問題ではあっても、そのような情報をどのように利用するかについては、それぞれの情報利用者たちの問題であるというのがFASBのスタンスである。

そして最後に、FASB は経営者責任については、「財務報告は、企業の経営者が所有者に対して、自分達が委託された企業諸資源の利用についての受託責任解除のための情報を提供すべき⁽⁶⁶⁾」であるとしている。つまり、経営者は企業資源の管理と保全の責任だけではなく、インフレーションや技術革新や社会的変化というような外部要因にも配慮しながら、経営諸資源を効率的に利用し利益をあげる責任がある。

また、経営が株式や社債を発行して一般の人々に販売する限りにおいて、将来の投資家も含めた一般の人々に対して広範なアカウントビリティを持つことになる。

したがって、「利益情報は通常、経営者のスチュアードシップまたはアカウントビリティを判定することに焦点を合わせている⁽⁶⁷⁾」とする。つまり、経営者がその責任であるアカウントビリティをいかに果たしているかについての説明では、企業業績または企業の収益性が利用されることになる。株主、経営者、潜在的投資家、一般の人々ならびに政府にとっての共通の関心事は、企業がどれだけの業績をあげたかを知ることである。その意味においては、財務報告はある期間の利益についての情報を提供することになる。そのような利益については、経営者の意思決定のためにも有用な情報でもあるために、経営者と株主の両者にとって有用な情報となる。

しかし、困難な問題として、「財務報告、特に財務諸表は、通常は企業の業績と経営者の業績とを分けることはできないし、分けていない⁽⁶⁸⁾」ことである。したがって、財務諸表は企業業績とは別に経営者の業績を判定するという目的のためには、限界があることに注意しなければならない。

また、「財務報告は、利用者たちが提供された財務情報を理解するのを助けるための説明とか解説を含むべきである⁽⁶⁹⁾」とする。これは、財務情報の理解の助けになるような経営者の説明によって、財務情報の有用性を高めることが意図されている。

その理由は、期間損益計算は継続した営業活動を会計期間に人為的に分割するので、期間分割によって生じた人為的な結果を認識するためである。また、経営者の見積りや判断の基礎にあることがらである、つまり、「基礎にある仮定または使われた方法の説明によって、基本的な基礎的仮定や見積りについての大きな不確実さのディスクロージャーも含めて、見積り情報や判断情報の評価では助けになる⁽⁷⁰⁾」ことがらを、投資家や債権者に財務報告が提供することができるためである。

4. わが国の会計基準における財務諸表

4-1. 日本基準の特徴と開示制度

わが国の会計に関する規定については、「商法および会社法（法務省）」、「金融商品取引法（金融庁）」、「法人税法（財務省）」に各々の規定がある。これらの規定は

相互に密接な関連があり、「トライアングル体制」と呼ばれている。これら準拠する法律は、その背景が異なっている。以下順次みていくこととする。

会社法における会計制度については、会社債権者のための財産の確保と配当可能利益の算定を主な目的とし、株主や会社債権者の利害調整を可能にするように定められている。

金融商品取引法については、有価証券の発行および流通市場において一般投資家が十分な投資意思判断が可能になるように、企業の財務内容などを正確かつ明瞭に開示させて、それにより証券市場の公正かつ円滑な制度運営を図ることを目的としている。

法人税法については、公平かつ公正な課税をおこなうための課税所得の計算を規定している。

このように制度的な背景が異なるために、開示の側面においてもそれぞれの制度でさまざまな差異がある。たとえば表1のように、「財務諸表」という言い方は証券取引法におけるものであり、その他会社法においては「計算書類」であり、法人税法においては「決算書」と表される。

表1 計算書類と財務諸表

	会社法および 商法施行規則※1	金融商品取引法および 財務諸表等規則※2	法人税法 (租税特別措置法等)
適用対象	すべての商人	上場企業等	すべての法人
目的	株主および債権者の保護	株主（投資家）の保護	税負担の公平
財務諸表の 名称	計算書類※3	財務諸表	決算書(確定申告による)
財務諸表等 の構成	貸借対照表	貸借対照表	貸借対照表
	損益計算書	損益計算書	損益計算書
	営業報告書	キャッシュ・フロー計算書	
	付属明細書	付属明細書	
	利益処分案	利益処分計算書	利益処分計算書
			勘定科目等の内訳書
財務諸表等 の提出先	株主総会	財務局 証券取引所	管轄税務署

※1名称：「商法施行規則」（法務省令第22号）（出典：著者作成）

※2名称：「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則」（大蔵省令第59号）

※3 付属明細書を含めた言い方は「計算書類等」となる。

4-3. CF 計算書の特性

CF という考え方の必要性として使われる言葉に「利益はオピニオン（意見），

キャッシュは事実」という表現がよく使われる。

利益はその算出にあたって、売上高や費用の計上方法が複雑になるために、企業が選択した基準（方法）により大きく変わってしまう。言うなれば、利益は「企業の考え方」を如実に表すものと考えられる。しかし、CFに関しては、企業が手を加えることはほとんどできず、「企業活動の成果」を明瞭に現す可能性があるといえる。

4-3-1. 「利益」と「CF」の乖離

ここで問題となることは、利益の測定と実際のCFとの間の乖離が非常に大きくなってきたことにある。その背景には以下のことが考えられる。

- ① 設備投資の巨額化
- ② 取得原価による資産計上
- ③ 発生主義に基づく費用計上
- ④ 固定資産の減価償却による費用計上

これらの事象だけではなく、近年では様々な問題も含有されていることは明白である。それは、貸借対照表と損益計算書だけでは期間損益の集計結果と期末時点における資産・負債だけしかわからず、期中における企業の経営活動を把握しきれないことになる。その結果として、「黒字倒産」という重大な問題を事後でしか確認できないケースが多くなっている。

また、損益計算書から求められる利益は、会計処理において企業が許された範囲内で自由に選択適用ができるため、企業の裁量部分が大きくなり、人為的操作による粉飾が可能となるが、CFは歴然たる事実であり、企業の業績を客観的に表すものである。

CF計算書は、営業活動・投資活動・財務活動という3つのCFの区分に分けて表されるため、企業自身が考える事業の方向性や経営状態を理解することが可能となる。

しかしながら、「経常利益が大きい企業より、CFの大きな企業の方が良い」というような安易な考え方はできないし、おこなってはならない。CF計算書は、貸借対照表と損益計算書という財務諸表を利用し、企業の業績を明らかにするための一つのアプローチであるに過ぎない。CFの大小は、企業の成長ステージにおける位置付けや、企業自体が考える経営のトレンドにより変化するものだからである。

4-3-2. 資金四表からCF計算書へ

わが国においては、以前からさまざまな「資金表」があった。「CF 計算書」は表示内容から考えた場合、これらを手直したものであるともいえる。しかしながら、その意味合いや使用法はこれらの表とはまったく違うものである。

資金繰表は資金の調達と運用に関して中長期資金の調整を目的としたものである。

資金運用表は収入と支出を把握し短期資金の調整を意図した。資金移動表は経常収入と経常支出から支払能力の把握を目的とした。資金収支表は有価証券報告書の一部として作成され、本業である事業活動からの収支と資金調達活動からの収支を把握することを目的とされ、個別決算ベースで作成されていた。そして CF 計算書は営業、投資、財務 CF と三つの区分から資金を把握し、資金戦略を意図的におこなうことを目的としている。

表2 資金表とCF計算書の関係

	位置づけ	会計監査	資金概念	表示区分	非資金取引に関する表示
資金収支表	有価証券報告書の付属情報	なし	現預金および株式等の一時所有の有価証券	事業活動収支および資金調達活動収支の1つ	なし
キャッシュ・フロー計算書	第3番目の財務諸表	あり	現金および現金同等物	営業、投資、財務の2区分のキャッシュ・フロー	あり

(出典：著者作成)

最初の資金表は「資金繰表」であった。一定期間の「現預金」の収支を収入・支出に分類し、それを集計して繰越金の算出、資金の過不足を把握するためのものであった。この場合の経常収入・経常支出は現金の収支を意味している。

第2番目は「資金運用表（財政状態変動表）」であった。これは勘定科目ごとの金額の増減を、横軸では資金の調達・運用を表し、縦軸では固定資本・正味運転資本・財務資金に分類・集計し、資金変動要因を把握するものであった。固定資本と正味運転資本の不足を短期借入金で賄い、差額は現預金が減少するしくみである。

「資金移動表」は第3番目であった。「資金繰表」と「資金運用表」の中間的な意味合いを持ち、それらと補完的に利用した。資金移動表では、現預金の増減を経常収支、固定収支、財務収支の3つに分類・集計し、資金収支を分析・把握するのに使われた。

最後の「資金収支表」は、唯一有価証券報告書において開示され、一定の作成方

法が定められていた外部報告用の資金表であった。報告対象は他の資金表とは異なり、現預金だけではなく、「市場性のある一時所有の有価証券」も含まれていた。

資金表と CF 計算書に表示される項目を比較すると、資金繰表と資金移動表が CF 計算書と近いことがわかる。また、表示される意味内容を比較するならば、資金収支表が CF 計算書と同様に思われるだろう。

5. 第三の財務表の必要性

第三の財務表である「CF 計算書」を待望する考えは古くからあった。それは、「貸借対照表と損益計算書という2つの財務表だけでは、企業の経営業績を把握しにくい」という意見に代表される。

今日のわが国をみると、金融システムが脆弱化し「資金繰り」は非常に困難になっている。借入によって資金繰りができる経営は終焉したともいえるだろう。そのため、多くの企業は社債発行等により、直接金融で資金調達を考えており、株式公開企業であれば証券市場を通じての資金調達も可能となっている。大多数の企業は、金融システムに依存できない資金繰りを行わなければならない。だからこそ、キャッシュを大切にするという考えに基づいて経営を行わなければならない。CF を重視した経営を行わなければならないのである。⁽⁷¹⁾

アメリカでは1988年より導入され、わが国では2000年3月期決算より導入されているが、この第三の財務表である「CF 計算書」には、財務表としてそこからもたらされる情報の質および表示・形式の側面について賛否両論の意見がある。

おわりに

結論から述べるならば、財務諸表の特徴としての側面および表示・形式の側面双方からみても「CF 計算書」自体に多くの矛盾がある。

既述してきたように、「CF 計算書」は財務諸表として第三番目の地位を得た。当該計算書が導入されたことで、貸借対照表と損益計算書だけの開示に比べ、利害関係者に企業の財政状態・経営成績をより理解させる意味で良いものとなったことは事実である。

しかしながら、「CF 計算書」自体には多くの問題点が内在する。また、当該計算書導入後の利害関係者の意見には賛否両論があることは否めない。これらの意見をまとめるには、今後「CF 計算書」の比較可能性を維持するためにも、各国内基準の改正だけではなく、国際基準であるグローバル・スタンダードとしての改正をも視野に入れた活動が必要である。

注

- (1) 山形 [1991] p 72を参照。
- (2) Das sächsische Einkommensteuergesetz vom 22. 12 1874.
- (3) Schanz [1895], p281.
- (4) Leffson [1972], p22.
- (5) ドイツのヴェルツブルク大学で「経営経済学総論」と「税務会計論」を担当している正教授である。1940年生まれ。
- (6) Freericks [1966], S. p136–137.
- (7) Ebenda, S. pp137–140.
- (8) Ebenda, S. p141.
- (9) IASC, IAS1
- (10) IASC, IAS7
- (11) FASB [1978]
- (12) Ibid., Highlights.
- (13) Ibid., par.1. 私企業以外の組織の財務諸表の目的については、別のプロジェクトである「SFAC第4号」がある。
- (14) Ibid., par. 2. なお、「測定されるべき属性」とは FASB によれば、歴史的原価と収益、カレント・コストと収益というような定量化ないしは測定されるべきエレメントの特色ないしは局面に関することがらである。
- (15) Ibid., par. 2.
- (16) Ibid., par.6.
- (17) Ibid., par.6.
- (18) Ibid., par.6.
- (19) Ibid., par.9.
- (20) Ibid., par.9.
- (21) Ibid., par.9.
- (22) Ibid., par.16.
- (23) Ibid., par.18.
- (24) Ibid., par.19.
- (25) Ibid., par.20.
- (26) Ibid., par.21.
- (27) Ibid., par.22.
- (28) Ibid., par.23.
- (29) Ibid., par.23.
- (30) Ibid., par.24.
- (31) Ibid., par.25.
- (32) Ibid., par.25.
- (33) Ibid., par.25.
- (34) Ibid., par.27.
- (35) Ibid., par.27.
- (36) Ibid., par.27.

- (37) Ibid., par.28.
- (38) Ibid., par.28.
- (39) Ibid., par.32.
- (40) Ibid., par.32.
- (41) Ibid., par.32.
- (42) Ibid., par.32.
- (43) Ibid., par.33.
- (44) Ibid., par.33.
- (45) Ibid., par.34.
- (46) Ibid., par.36.
- (47) Ibid., par.37.
- (48) Ibid., par.37.
- (49) Ibid., par.38.
- (50) Ibid., par.39. footnote 8.
- (51) Ibid., par.40.
- (52) Ibid., par.41.
- (53) Ibid., par.41.
- (54) Ibid., par.41.
- (55) Ibid., par.41.
- (56) Ibid., par.42.
- (57) Ibid., par.43.
- (58) Ibid., par.43.
- (59) Ibid., par.43.
- (60) Ibid., par.44.
- (61) Ibid., par.44.
- (62) Ibid., par.44.
- (63) Ibid., par.45.
- (64) Ibid., par.45.
- (65) Ibid., par.48.
- (66) Ibid., par.50.
- (67) Ibid., par.51.
- (68) Ibid., par.53.
- (69) Ibid., par.54.
- (70) Ibid., par.54.
- (71) CF 経営はもともと、米国の General Electric 社が業績の伸び悩みで停滞していた時期に、経営方針の建て直しとして初めて導入したといわれている。

参 考 文 献

- Leffson, Ulrich [1972], Die Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung, 3 Aufl., Düsseldorf 1972.
- Freericks, Wolfgang [1966], Moderne Buchführungsverfahren und Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung, Diss. Würzburg 1966.

- FASB [1978], SFAC No.1, Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises, November 1978. 邦訳：平松一夫・広瀬義州『FASB 財務会計の諸概念 改訂新版』, 中央経済社, 1994年, pp.1-43。
- 永田 靖 [2007] 「CF 情報の意義— FASB 概念を中心として—」『会計』, 第172巻第1号, 2007年, pp.54-68。
- 永田 靖 [2008a] 「CF 情報の活用—ライフサイクルとフリー・CF 概念からの考察」『経済研究論集』広島経済大学 第31巻第1号, 2008年, pp.83-108。
- 永田 靖 [2008b] 「セグメント別 CF 情報の意義—オリエンタルランドの事例からの考察」『会計』, 第174巻第2号, 2008年, pp.82-96。
- Schanz, Georg [1895], Die Novelle zum sächsischen EstG vom 2. 7. 1878, in : Finanzarchiv, Jg. 12(1895) Bd. 2.
- 山形休司 [1991]『基本財務会計』中央経済社, 1991年。